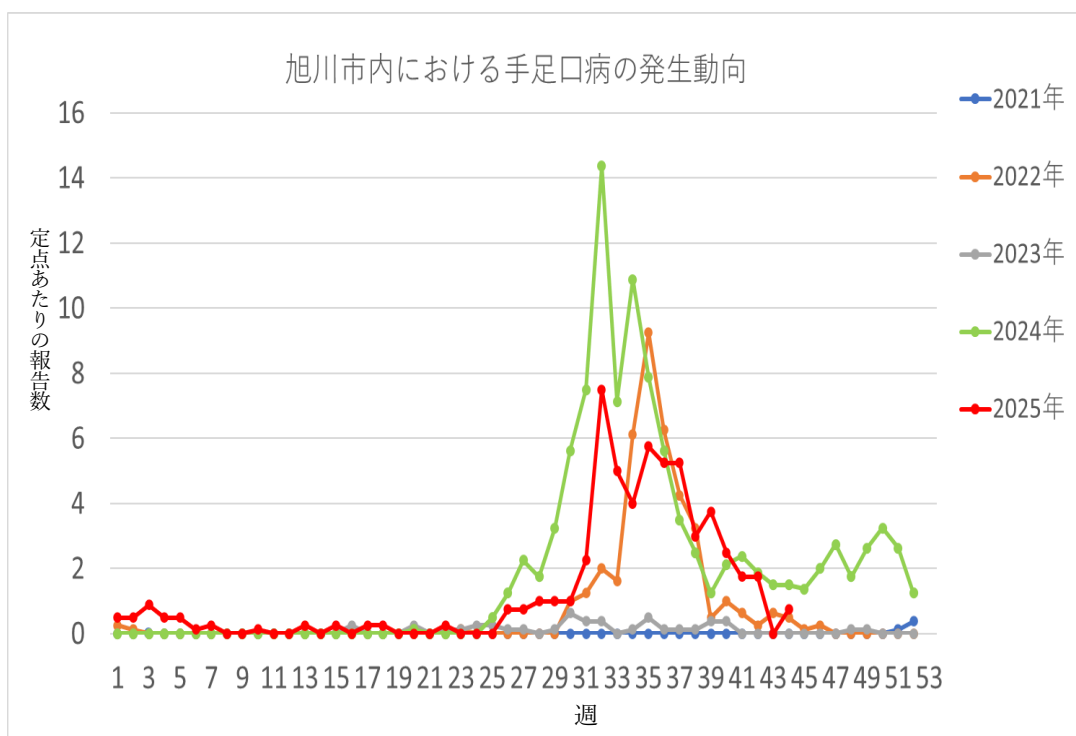


旭川市内における手足口病の流行発生警報を解除しました

令和7年11月6日（木）
旭川市保健所保健予防課
連絡先 26-1111 内線 2954・2955

令和7年9月2日に発令した手足口病が流行発生警報については、令和7年第41週（10月6日～10月12日）以降、一定点当たりの報告数が流行発生警報の継続基準値（2.0人）を継続して下回っていることから、警報を解除しました。



※流行発生警報：基準値 5、継続基準値 2

【参考】（警報・注意報について）

感染症発生動向調査における5類定点把握感染症のうち、流行状況を早期に把握することが必要な疾患について、地域における流行拡大を抑制するため、迅速に注意喚起することを目的とします。

手足口病の警報は、1定点当たりの受診患者数が5.0人を超えると発令され、警報発令後は2.0人を超えると警報が継続されます。警報は、大きな流行の発生、継続が疑われることを示します。

全国の手足口病の流行状況は、国立健康危機管理研究機構感染症情報提供サイトのホームページでご覧になれます。（<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/441-hfmd.html>）

全道の手足口病の流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。（<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>）